

2. 妊娠期



保健師・栄養士・歯科衛生士の相談（子育て世代包括支援センター）

出産・育児等に関する悩みや不安を少しでも軽くし安心して妊娠期を過ごし、安全にお産を迎えられ、子どもがすくすくと育っていけるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士が切れ目なく相談や支援をおこなっています。妊娠期には、妊娠届出時と妊娠27週頃に面談をおこなうとともに、必要な方やご希望の方には、栄養相談や妊婦体験・沐浴体験・赤ちゃんのお世話体験等もおこないます。

妊娠の届出と助成・相談等

妊娠届・母子健康手帳の交付

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

医療機関で妊娠の診断を受けた場合、速やかに妊娠の届け出をしてください。
母子健康手帳を交付し、健診の助成等と合わせて、保健師と面接し体調の確認や妊娠に伴う体の変化に対する対応方法のアドバイス、気になることの相談などおこないます。



★手続きに必要なもの：
マイナンバーカード
※代理人による届出は、委任状と妊婦本人のマイナンバーカードの写し（両面）と代理人の本人確認書類が必要です。

妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票・産婦健康診査受診票の発行

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

妊娠期間中に必要な血液等の検査に対する妊婦健診受診票を前半と後半の2回に分けて発行します。
羅臼町では、初回面談（妊娠届出時）と妊娠27週面談の2回に分けて発行します。

	初回（妊娠届出時）	妊娠27週面談
妊婦一般健康診査受診票 全14枚	最大6枚（No.1～6）	最大8枚（No.7～14）
超音波検査受診票 全6枚	最大2枚（No.1～2）	最大4枚（No.3～6）
産婦健康診査受診票 全2枚		2枚

※多胎を妊娠している方には妊婦健診を追加で受診した場合の費用の一部を助成します。
※医療機関で妊産婦健診を受けたが受診票を利用できない場合には払い戻しの手続きをすることになります。
（払い戻しの際の手続きに必要なもの）
①検査結果、②検査の明記のある領収・明細書、③印鑑、④振込み先の通帳（写し可）

妊婦精密検査受診票の発行

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

町が助成する妊婦一般健康診査の結果、精密検査が必要となった場合に、妊婦精密健康診査受診票を使用することで、費用の一部を助成します。使用した際には保健師までご連絡ください。

妊婦歯科健診受診券の発行

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

妊娠安定期に歯科健診（保険診療）を受けることをお勧めしています。町内歯科医院に受診する際に活用できる受診券を発行します。

妊婦宿泊費助成

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

町外で妊婦健診を受診し悪天候により交通障害が発生するなど羅臼町へ帰ることができず、医療機関のある現地の宿泊施設に滞在した妊婦に宿泊費を助成します。



★手続きに必要なもの：
宿泊施設の妊婦名記載の領収・明細書、母子健康手帳、振込先の通帳（写し可）

妊産婦の交通費等の助成

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 Tel87-2161

安心して妊娠期や出産が迎えられる環境づくりを推進するとともに、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として、妊婦健診や産後の健診にかかる交通費等の一部を助成します。



妊婦情報連携支援

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 Tel87-2161

大雨による土砂災害や暴風雪などにより道路の通行止めとなったり、妊娠中に強い腹痛や出血等で緊急対応が必要な場合など、万が一の状況に備えて、妊婦の連絡先や妊娠出産にかかる情報等を、事前に羅臼消防署や搬送先となりうる知床ろうす国保診療所や、町立中標津病院へお知らせしておく事業です。

里帰り出産にて羅臼町に滞在されている方もご希望であれば関係機関等への情報提供をいたしますのでお申し込みください。

低所得妊婦初回産科受診料支援事業

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 Tel87-2161

低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、妊娠判定のための初回の産科受診料の一部を助成します。

◆対象：住民税非課税世帯等である妊婦で、羅臼町が医療機関等と必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意される方。助成額：産科医療機関の初回受診に要した医療費の自己負担額（上限1万円）

国民健康保険税の産前産後軽減

問合せ窓口：保健福祉課国保担当 Tel87-2161

国民健康保険被保険者が出産を予定している（又は出産された）際、産前産後の国民健康保険税が一定期間軽減されます。

◆申請期間：出産予定日の6か月前から。出産後の届出も可能です。

◆軽減期間：出産予定月（又は出産月）の前月から4か月分
（多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月分）

◆方法：産前産後期間相当分の所得割と均等割が年税額から減額されます。
※社会保険や共済組合等の方は、職場に問い合わせをしてください。

★手続きに必要なもの：

- ・マイナ保険証等（被保険者であることを証する書類）

国民年金保険料の産前産後免除

問合せ窓口：町民環境課年金担当 Tel87-2115

国民年金第一号被保険者*が出産された際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

*20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人

免除申請：出産予定日の6か月前から。出産後の届出はいつでも可能。

免除期間：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、3か月前から最大6か月間）

※この「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（流産、死産、早産も含む）

★手続きに必要なもの：

- ・マイナンバーカード
- ・母子健康手帳

妊婦のための支援給付金

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 Tel87-2161

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と合わせて出産育児関連用品の購入や健診時のガソリン代、子育て支援サービスの利用負担軽減等につながる経済的支援を一体的に実施します。

◆対象

①妊娠届出時に保健師と面談し、申請手続きを終えた者 5万円

②出生後、出生手続きを終えた者 5万円

※妊娠27週頃に保健師と面談をおこないます。

※対象①は流産・死産の者も対象となります。

★手続きに必要なもの：

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・（妊娠届出時）妊婦本人名義の通帳

